

農業委員会議事日程

日 時：令和4年6月28日（火）

午前10時00分

場 所：千曲市役所 301大会議室BC

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
9. 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
(農地中間管理事業)
11. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
12. その他

〔閉 会〕

- ◎出席委員 荒井忠男農業委員会会長外 14 名
山崎健樹最適化推進委員外 14 名
◎事務局出席者 滝沢資之事務局長外 2 名

【 会議概要 】

事務局長	ただ今から、令和 4 年 6 月総会を開催いたします。 はじめに、会長よりごあいさつを申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員等の出欠について、事務局より報告いたします。
事務局次長	(出席状況の報告)
議 長	報告のとおり、定数に達しておりますので、ただ今より、会議を開催いたします。 日程第 3、「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日一日と決定いたしました。 日程第 4、「議事録署名委員の指名について」議長から指名するに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、3 番 滝澤文武 委員、4 番 栗原正明 委員にお願いいたします。
議 長	日程第 5、「議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。
事務局次長	……議案内容説明……
議 長	質疑・意見を一括してお受けいたします。 なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。「議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 10 号は、原案のとおり可決、決定されました。

日程第 6、「議案第 11 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

担当係長

……議案内容説明……

議 長

担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1.2 番案件については、まとめて報告いたします。

場所は国道の信号南側にあります、会社の東側に位置する畑と田です。この土地に 14 台分の貸し駐車場として貸し出すことで現在草が茂り始めている状態です。北側が道路、西側・南側が水路を挟んで駐車場、東側は申請者の田であります。北側の隣地耕作者の同意は得ています。

雨水は地下浸透、汚水はなく問題はないと思います。

9 番緑川委員

9 番緑川です。3 番案件は公民館の北 50m で、南北に住宅、西側に道路で東側は水田に接し、その耕作者からは同意が得られております。排水等も適切であります。

議 長

担当委員さんからの報告は終わりました。

質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し採決いたします。

お諮りします。「議案第 11 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 11 号」は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 7、「議案第 12 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

担当係長

……議案内容説明……

議長

担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番案件は県道〇〇橋東側の信号から 200mほどあります用水と東林房川分岐点に位置する土地で三角形の畑と一部ため池として登記されている土地で、現在は草が茂っている状態です。資材置き場申請で、北側が宅地、東側が新田用水、西側が水路を挟んで購入する会社の土地となっております、隣接農地はありません。雨水は地下浸透、汚水はなく問題はないと思います。

14 番保木野委員

14 番保木野です。2 番案件ですが、事業所裏の駐車場の中側あたりです。国道の信号を西に 300m入った道路に面した南側の田ですが、現在は畑で耕作していない土地です。この土地に一部、住宅を建設案件ですが、周辺の地権者 2 名の同意を得ており問題ないことを確認しました。

6 番島田委員

6 番島田です。3 番案件は、県道の廃線になった線路の踏切そばにあった医院西側の田で、現状は畑であります。資材置き場・工事車両の駐車場ということで約 2 年半の間工事をやる間一時転用であります。隣接者の許可も得てありますので問題ないと思います。

5 番北澤委員

5 番北澤です。4 番案件 5 番案件続けて報告いたします。4 番案件は国道から 100mほど上がった場所の住宅コンクリート擁壁の作り替えのため、東側の農地を 1.8mほど購入して新たな擁壁を作ることで問題はありません。

5 番案件は国道に入った川沿いの住宅には駐車場にする土地がなく隣接する農地を購入し、そこに駐車場として利用したいとのことではありますが問題はないと思います。

9 番緑川委員

9 番緑川です。6 番案件はスーパーと国道の間で、東側に工場が接しております。南西北側は農地で 4 人の耕作者から同意が得られております。排水も適切であります。

7 番案件は集落の西側で公園の南 100mで、北側は果樹園で耕作者から同意が得られております。その他の方向は住宅地で排水等も適切であります。

4 番栗原委員

4 番栗原です。8 番案件は県道信号を東に 800mほど入った右側でございます。

土地は現在荒廃地化した菱形の土地で、南側は市道、西側は原野、東側は宅地、北側は農地と市道ですが、隣接する耕作者の同意も得ており問題はないと判断しました。

1 番中嶋委員

1 番中嶋です。9 番案件は小学校から県道東側に抜ける小学校北側の市道を南に 50m程いった場所です。道路に面した土地で北側は宅地、東側に一件農地がありますが、耕作者の了解は得ております。雨水は地下浸透、排水は公共下水道に接続で

問題はないと思います。

議 長

担当委員さんからの報告は終わりました。
質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し採決いたします。
お諮りします。「議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 12 号」は、原案のとおり可決、決定しました。
続きまして、日程第 8、「議案第 13 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」議題とします。事務局より説明を求めます。

担当係長

……議案内容説明……

議 長

担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。

9 番緑川委員

郵便局の北 150m ほどのところで、住宅地の中に残された水田であり、現在田植が
されております。納税猶予は適切であると思います。

議 長

担当委員さんからの報告は終わりました。
質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し採決いたします。
お諮りします。「議案第 13 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 13 号」は、原案のとおり可決、決定をいたしました。
続きまして、日程第 9、「議案第 14 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による
集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局次長

……議案内容説明……

議 長

説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。「議案第 14 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 14 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」原案のとおり可決、決定をいたしました。

続きまして、日程第 10、「議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」(農地中間管理事業)を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長

……議案内容説明……

議 長

質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。「議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」(農地中間管理事業)原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」(農地中間管理事業)原案案のとおり可決、決定をしました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続きまして、日程第 11、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

事務局次長

(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

担当係長

(3)農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への転用について

議 長

報告事項について、質問・意見等ございますか。

(進行の声あり)

議 長

日程第 12、「その他」について、事務局から説明を求めます。

(特になし)

議 長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和 4 年 6 月の総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

[閉会] 午前 10 時 43 分